

平成21年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成21年9月9日 午前10:00

○散 会 午前10:35

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	13番 佐藤昇	14番 伊藤博
15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和	17番 中川光博
18番 鈴木斌次郎	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（2名）

9番 佐藤義久 12番 佐藤幸孝

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑利行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 伊藤賢志
会 計 管 理 者 門間鋼悦	産 業 建 設 部 長 山口義光
水 道 局 長 澤井昭	教 育 次 長 鈴木公悦
市 民 生 活 部 長 宮田隆悦	福 祉 保 健 部 長 小林健一
総 務 課 長 児玉俊幸	企 画 政 策 課 長 鈴木司
活 性 化 推 進 室 長 関谷良広	財 政 課 長 幸村公明
税 務 課 長 川上護	収 納 課 長 菅原龍太郎
市 民 課 長 鈴木利美	生 活 環 境 課 長 近藤進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川上秀佐男	追 分 出 張 所 長 三浦喜博
社 会 福 祉 課 長 山平重男	高 齢 福 祉 課 長 伊藤律子
健 康 推 進 課 長 伊藤正吉	産 業 課 長 伊藤清孝
都 市 建 設 課 長 藤原貞雄	下 水 道 課 長 三浦永寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成21年9月9日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 総括質疑

1. 議案第56号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
について
2. 議案第57号 備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）
3. 議案第58号 上町自治会館の指定管理者の指定について
4. 議案第59号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）
（案）について
5. 議案第60号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
6. 議案第61号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
7. 議案第62号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
8. 議案第63号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
9. 議案第64号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
10. 議案第65号 平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
11. 議案第66号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）
（案）について
12. 認定第 1号 平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について

13. 認定第 2 号 平成 20 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第 3 号 平成 20 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第 4 号 平成 20 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第 5 号 平成 20 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 認定第 6 号 平成 20 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 認定第 7 号 平成 20 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
19. 認定第 8 号 平成 20 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
20. 認定第 9 号 平成 20 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
21. 認定第 10 号 平成 20 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
22. 認定第 11 号 平成 20 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
23. 認定第 12 号 平成 20 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
24. 認定第 13 号 平成 20 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
25. 認定第 14 号 平成 20 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
26. 認定第 15 号 平成 20 年度潟上市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 提出議案委員会付託

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

9番佐藤義久議員は緊急の所用により欠席、12番佐藤幸孝議員は体調不良により欠席でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議会運営委員長より報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は9月7日に委員、正副議長の出席のもとで開催しております。

総括質疑について申し上げます。

総括質疑は2名の通告者がありました。抽選の結果、1番めに11番藤原典男議員、2番めに20番西村 武議員となりましたので、宜しくお願い致します。

発議について申し上げます。

潟上市行政にかかわる基本的な計画の議決に関する条例（案）について、提出者5名、賛成者9名により提出されております。最終日の日程として取り扱いますので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

【日程第2、総括質疑】

○議長（藤原幸作） 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第56号から認定第15号までの26件を一括議題として質疑を行います。

通告者は2名であります。

本日の発言の順序は、去る9月7日の議会運営委員会において抽選の結果、11番藤原

典男議員、20番西村 武議員の順に行います。

なお、総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は最初は発言席において、再質疑は自分の席にてお願い致します。

11番藤原典男議員の質疑を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。

それでは通告に基づいて質問したいと思いますので、宜しくお願いします。

議案第57号、備品購入契約の締結（証明書自動交付システム用機器購入）について伺いたいと思います。

この案件についての説明によれば、夜間でも住基カードにより住民票、戸籍謄本、印鑑証明書などの発行ができるように潟上市内4か所に設置のため機器の購入をし、購入契約の締結をするために議会の議決を求めるものとされておりますが、現在の住基カードの発行数から見て夜間の発行を必要とする需要、1か月どのくらいと予想されているのか伺うと同時に、この機器は価格的にも高いものだし、導入した後に利用者が少数であったとすれば費用対効果から見てどうなのかという点が残ると思います。今後の市民ニーズ、利便性にこたえていかなければいけないのは理解できますが、今後の住基カードの発行数を多くしていく課題、来年10月の稼働期までの工程、市民への周知徹底などについて伺いたいと思います。

次は、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。

平成20年度一般会計予算額は134億9,213万6,000円で、歳入決算額127億4,454万7,000円、歳出決算額は120億4,894万9,000円で、歳入歳出差引額は6億9,559万8,000円です。

平成21年度への繰越財源4,508万3,000円を差し引いた実質収支は6億5,051万5,000円になったとありますが、繰越財源額および実質収支額に対し、市当局はどのように評価しているのか。また、関連する平成20年度の財政健全化の面から見て、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について努力の成果が出ていると思われませんが、この点について当初計画と比べてどうなったのか、どのように評価しているのか伺いたいと思います。

次に、議案第61号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について伺いたいと思います。

介護保険税は標準で1か月4,700円となりましたが、その後の本会計の推移と、歳出

面では各種返還金が前年度介護給付費国庫負担金をはじめとした6種類に及んでおります。今後の返還金見通しについてどうなのか伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。児玉総務課長。

○総務課長（児玉俊幸） おはようございます。

それでは、11番藤原典男議員の総括質疑の1つめの備品購入契約の締結（証明書自動交付システム用機器購入）について答弁を致します。

住民基本台帳カード、住基カードでございますけれども、この普及につきましては、国で進めております電子自治体への実現に向けた取り組みというものがあります。これは平成19年3月に総務省で示しております新電子自治体推進指針というものがございます。この中では、平成22年度までに住民等のニーズや業務の効率化、手続き等をオンライン化する電子自治体の実現を目指すということがあります。

本市におきましても、総合発展計画の中で前期計画に電子自治体への推進が盛り込まれております。その取り組みとしまして、申請・届け出等のオンライン化を平成22年3月から開始することで現在作業を進めているところでございます。

それから、今回の証明書のシステムのことでございますけれども、これも住民の利便性の向上を図るという意味で住基カードを活用した証明書自動交付システムの構築を行うということをこの中で考えております。市で交付する住民票、それから印鑑証明書、各種税証明書等を平日の開庁時間に役所に来られない住民の方々に夜間、それから休日に交付が受けられるサービスを行うものということでございます。

これは、議員が先ほど質問の中で夜間ということに限定された話がありましたけれども、これは日中も含めた交付ということで、今後はこういう証明書等については自動交付システムを利用していくということが前提としての考え方にあります。

それで、質問の住基カードの発行数に応じた費用対効果についてということでございますけれども、本市が電子自治体の取り組みを進める上で証明書自動交付システムの構築というものは大変重要なものだということで考えております。それによりまして住民への利便性を図っていくということがあります。これによりまして住基カードの普及促進が図られますということで、費用対効果等については徐々に上がっていくと。すぐに上がっていくというものではないということを考えております。

住基カードの発行枚数につきましては、平成21年8月末現在で618枚です。現在、住

基カードの利用計画書をつくっておりますけれども、その目標では平成23年には3,200枚、それから平成25年度では9,000枚を予定しております。

今後、住基カードの普及促進に向けまして各種イベント等でのPRや市広報で周知を図っていきたいと思っておりますので、宜しくお願いをしたいと思います。

それから、ちなみにですけれども水曜日の利用者の、夜間に利用されている方々の件数でございますけれども、2,173件が20年度で夜に利用されている方ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 幸村財政課長。

○財政課長（幸村公明） それでは、11番藤原典男議員の総括質疑の2つめの平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について答弁を致します。

平成20年度一般会計の決算における実質収支額6億5,051万5,000円の主なものとしては、国保会計への繰出金1億4,000万円の不用額があります。国保会計は、年度末になり国庫支出金が歳入予算額を1億円以上、上回るなどと財源の目処が立ったため、一般会計から財源補てんのための繰り出しを行わず1億4,000万円を不用額としております。

この実質収支額については特に多額になっているという認識はありません。次年度の財源として有意義に活用したいと考えています。

繰越財源額については、国の地域活性化・生活対策事業に関するもので、年度末になって予算化されたため繰越額となっております。これについては、それぞれの事業の財源として活用するものであり、予算計上した内容のとおりであります。

次に、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率と連結赤字比率は無く、黒字割合は上昇しております。実質公債費比率は、補償金免除繰上償還の実施や土地開発公社の繰上償還を計画的に進めたことにより成果があらわれ、順調に改善されてきております。平成19年3月に改定した公債費負担適正化計画によると、平成19年度は計画、実績ともに19.0%、平成20年度は計画、実績ともに18.1%でした。そして今年度は、計画17.4%に対し実績が17.2%となり、計画を上回る改善が進んでおります。また、当面の目標でありました18%を下回ることもでき、今後も計画どおりに推移するものと考えております。

将来負担比率も減少しておりますが、市債残高や債務負担行為など、今後市が支払う金額が減ったことを意味することから評価できるものと考えます。

今後も長期的展望に立った、健全で安定した行財政運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） おはようございます。

11番藤原典男議員の総括質疑に対しましてお答え申し上げます。

歳出の各種返還金の今後の見通しについてのご質問に答弁致します。

まず、このたびの補正予算に計上致しました介護給付費、地域支援事業費の国庫負担金、県負担金、交付金、これは社会保険の診療報酬基金からの40歳から64歳までの被保険者の保険料の負担分でございますが、この返還金は、前年度、20年度となりますけれども、その介護給付費、地域支援事業費が確定したことによる、それぞれの負担割合に基づいた精算による返還金でありますことをご理解願いたいと存じます。

国・県等への負担金交付申請の最終変更申請が当該年度の1月となっておりますので、歳入不足が生じないように介護給付費については常に予算の推移について注視しておりますが、負担金申請時期の関係上、今後も返還、あるいは追加交付ということは生じてまいります。

介護保険の運営は国が25%、県と市町村が12.5%ずつで、公費負担が全体の2分の1、残りの2分の1を40歳から64歳までの人の保険料が31%、65歳以上の保険料が19%を財源に運営致しております。ちなみに、保険料の収納実績が予定を下回るか、介護サービスの需要が予想以上に多くなり財源不足が生じた場合に介護保険財政安定基金から借りることができますが、この制度を利用した旧3町時代の借入金平成20年度にすべて終了し、合併後、潟上市としての借入れはございません。

今後も介護が必要になったとき安心してサービスを利用できるように介護保険事業運営の安定化を図ってまいりますので、宜しくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） 11番、再質疑ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 1つめのことについてなんですけれども、パソコンとかインターネット世代が今だんだん多くなっておりますので、私の予想ではやはり5年後を目処にして住民の4分の1ぐらいは計画を進めていくべきじゃないかなということで考えておりましたけれども、それに近いような数値なのでわかりました。

それから2番めについては了解致しましたけれども、最初にやはり市民に対して今年の計画、指標の点についてなんですけれども、こういう計画をもっているけれどもこう

いうふうに頑張っていきたいという指標を示すこともひとつは大事な要素になってくるんじゃないかなと。もしその点についてご答弁願えればお願いしたいと思います。

それから3つ目の介護の問題なんですけれども、1か月4,700円に値上げになったわけなんですけれども、値上げによって、端的に言えば財政的に会計に余裕ができたんじゃないかなと思ってこういう質問をしたわけなんですけれども、その点についてはどうなのかということをお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 幸村財政課長、簡潔にお願いします。

○財政課長（幸村公明） 指標の公表についてのご質問であります、この内容については広報、インターネット等で公表しておりますし、今後もまた公表してまいりたいと考えております。ちなみに今回の分は12月号広報で公表していく予定であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（伊藤律子） 再質問の4,700円の値上がりにより財政的に余裕があるのではないかということなんですけれども、21年度からの3か年の計画、第4期計画でございますけれども、この4,700円の根拠は3か年の介護サービス費がどれくらい必要とされるか、そういうもろもろの諸条件を加味して弾いた金額でございます、余裕ということは当たらないと思います。ちなみに4,700円のうち、介護給付費準備基金、こちらの方からも繰り入れて充当致しておりますので、4,700円というのは軽減負担を図った後の金額となっておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 2番めの広報にも掲載しているということなんですけれども、私の言いたいのは年度当初にこういう計画ですよという指標も出してもいいのではないかとということをお聞きしたわけなんですけれども。

○議長（藤原幸作） 幸村財政課長。

○財政課長（幸村公明） 指標の結果についても公表してまして、公債費負担適正化計画についても広報で3年計画、5年計画の関係で出しております。今後も時に触れて「潟上市の家計簿」というタイトルで、市の広報にいろんな場面で挙げていきたいと思っております。

以上です。

○11番（藤原典男） 終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質疑を終わります。

20番西村 武議員の質疑を許します。20番。

○20番（西村 武） おはようございます。

私からは1点だけでございますけれども、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で不納欠損額についてでございます。これは一般質問でもございましたけれども、あえてお尋ねをさせていただきます。

既に調定された歳入で徴収できない認定とされる場合は、いずれの場合であっても法令などに根拠をおくものでなければならず、19年度655万7,357円、20年度で620万5,662円、これは税の公平さからどのような根拠があるものか、対象件数と今後の見通しについてもあわせて伺います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 菅原収納課長。

○収納課長（菅原龍太郎） おはようございます。

20番西村議員の総括質疑の不納欠損の法的根拠と対象件数と今後の見通しについてお答え致します。

不納欠損の法的根拠は地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に規定がございます。徴収権の消滅時効（地方税法第18条）と滞納処分の執行停止（地方税法第15条の7）と2つの規定がございます。

最初に、徴収権の消滅時効についてご説明申し上げます。

徴収権の履行を求める権利（地方税の徴収権）は、原則として法定納期限の翌日から起算致しまして5年間行使しないと時効により消滅致します。徴収権の消滅時効につきましては、時効の援用を要せず、また、その利益の放棄ができません。地方税法第18条第2項に基づきます。したがって、時効完成後は徴収の手続きをとることができず、また、納税者も納税することはできないこととなります。

次に、時効の中断事由に該当するものがございまして、法定納期限の5年後であっても中断事由に該当するものは不納欠損致しておりません。

時効の中断事由と致しまして、1番、交付要求されているもの、これは弁護士、裁判所等の競売が行われている場合に配当要求を出したものでございます。それから2番、差し押さえ中のもの。3番、分納誓約中のもの。4番、一部入金のあるものがございま

す。

時効の中断事由が解除されてから新たにまた5年間の時効期間が発生するという事になります。

次に、滞納処分の執行停止（地方税法第15条の7）についてご説明致します。

次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止しております。

1番として、滞納処分することができる財産がないとき。例えば精算終了後の倒産会社等でございます。2番、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫する恐れがあるとき。生活保護とかになった方でございます。3番、その所在および滞納処分することができる財産がともに不明であるとき。居所不明者とか財産がない方とかでございます。これらの場合に滞納処分の執行停止をすることができるものと規定されております。

滞納処分の執行を停止し3年間継続した場合には、不納欠損処分ということになります。

現在、収納課では時効による不納欠損はできるだけ行わないように努めております。納税交渉をまず行いまして財産調査をし、分納誓約をしてもらうか差し押さえをするかして時効の中断をできるだけ図っております。また、財産調査を致しまして生活困窮者、無財産者、会社倒産、居所不明等につきましては、執行停止をしてから3年後に不納欠損処分をするか、どちらかの判断をするように致しております。

次に、不納欠損処分の対象件数でございますが、平成19年度は個人市民税76人、法人市民税1社、固定資産税61人、軽自動車税51人、国保税79人であります。この中に重複する人がおりますので、実質は212名でございます。

次に、平成20年度は個人市民税75人、法人市民税1社、固定資産税59人、軽自動車税57人、国保税115人であります。実質は240名でございます。

次に、今後の見通しでございますが、数年間は同程度の金額・件数で推移するものと思われま。経済状態にもよりますが、ちなみに平成18年度の決裁済み執行停止金額は、一般市税で768万1,773円、19年度は424万3,162円、20年度は612万1,800円で、これらが3年後に21年度、22年度、23年度の執行停止3年間の不納欠損処分金額となるわけでございます。これに仕方のない不納欠損処分が加わると。いわゆる5年間の時効の分が若干加わるということになります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 20番、再質疑ありますか。20番。

○20番（西村 武） ただいま懇切丁寧な説明をいただきました。その中で例えば今年の不納欠損処理の中で固定資産税59人分です。これがトータルで348万2,000円ですけれども、この方々の資産等につきましてはどのように推移されているものか。それと、まず大体わかりました。

そこで一つお聞き致しますけれども、債務者が無資力、あるいはそれに使い状態である場合、この履行の延期特約というものがないものかどうか。そうなりますと例えば10年間有効になるのではないかと思いますけれども、本市ではその辺についてどのように考えているものか。

また、不納欠損処理というのは滞納繰越金が決算額から減額されていきまして対外的には聞こえがよいけれども、市としては相当マイナスになるわけでございます。先ほど説明の中でもできるだけ不納欠損は避けると言っておりますけれども、やはり税の公平性からいって、できるだけ徴収努力を致しながら不納欠損を避けるような方法をとるべきではないかと思いますので、その点につきましていま一度お答えをいただきます。

○議長（藤原幸作） 菅原収納課長。

○収納課長（菅原龍太郎） まず、分納誓約の5年間の時効、固定資産税の分でございますけれども、固定資産税の平成19年度が61件の417万7,500円の不納欠損でございます。平成20年度が59件の348万2,000円でございます。基本的に固定資産税があるということは法務局に登記等があるということでございますので、基本的にまず差し押さえをするという、いわゆるそれで時効中断をするというのが基本的な考えで収納課としては取り扱っております。

それで延期の特約でございますが、あくまでも差し押さえするというのは本人が分納誓約に応じないという方につきましてやります。それから分納誓約を致しましても毎年支払うところを2か月、3か月と支払わないものにつきまして仕方なく差し押さえするという形をとっております。それから3番めの件でございますが、できるだけ不納欠損をしないようにということで徹底的に財産調査を致します。それで、例えば差し押さえのしやすい固定資産税であれば法務局等に差し押さえ登記ができるわけですけれども、それで時効中断になるわけでございますが、その財産等がない場合については例えば給料とかその他債権、あと定期預金、預金とかいろいろなものを調べまして、できるだけ

差し押さえすると。でも、差し押さえすることによってその生活が窮迫する、いわゆる困窮するような方につきましては、今説明致しましたように執行停止で3年間の様子を見て欠損処分をするという基本姿勢で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 再々質疑ありますか。20番。

○20番（西村 武） 答弁の中では固定資産税ですけれども、この方たちには当然資産があって固定資産税がかかわっていくわけでございますので、その対応等につきましては差し押さえ等で行っているという答弁です。ですから、今回不納欠損されました固定資産税の方々はどうなっているか、ここを聞いたんですよ、はっきり。この辺のところをもう一回聞いて終わります。

○議長（藤原幸作） 菅原収納課長。

○収納課長（菅原龍太郎） 固定資産税の中にいろいろございます。例えば亡くなった方、亡くなった方等につきまして相続人を探して相続登記までやるわけでございますけれども、相続人が仮に全員相続放棄をされてということで、財産がかなり多ければ弁護士さんの方へお願いをして管財人という形でやる方法もございますけれども、基本的にまずそういう方か、それからこの中に多いのが倒産会社が結構多うございます。それで、この中でいわゆる弁護士さんとかで破産管財人となるわけでございますけれども、どうしても競売にかかったとしても、うちの方でも交付要求するわけでございますけれども、中で配当がないものがございます。そういうふうにしていわゆる競売事件が終了したものとかにつきましてはこのようにやっております。それから固定資産税が仮にあるとしてもほんの微々たるもので、生活困窮者とか生活保護でも若干固定資産税を持っている方がございますので、そういう方につきましては欠損処分をするという方向で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、20番西村 武議員の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

【日程第3、提出議案委員会付託】

○議長（藤原幸作） 日程第3、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第56号から認定第15号までの26件については、9月3日の本会議で配付致しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に審査を付託致します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。
なお、9月18日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。
どうも御苦労さまでございました。

午前10時35分 散会

